

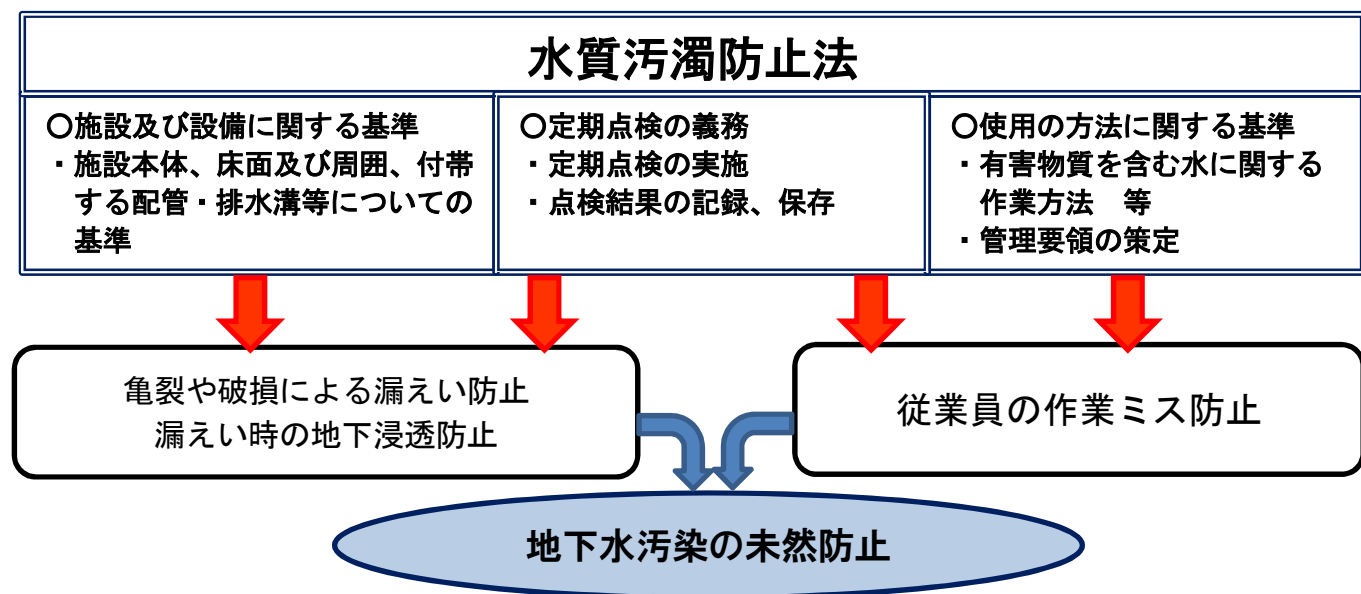
有害物質使用特定施設等の構造等規制

有害物質による地下水汚染を未然に防止するため、有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設は、水質汚濁防止法に基づき構造等に関する基準の遵守、定期的な点検・記録が義務付けられています。

■地下水汚染未然防止対策の必要性と規制のしくみ

近年、工場又は事業場からの有害物質（※）の漏えいによる地下水汚染が、毎年継続的に全国で数十件確認されています。これらは、事業場等における、①生産設備・貯蔵設備等の老朽化や、②生産設備等の使用の際の作業ミス等による漏えいが原因の大半を占めています。

地下水は都市用水の約25%を占める貴重な淡水資源であり、一度汚染すると回復が困難であることから、地下水汚染の未然防止のため、水質汚濁防止法により、有害物質（※）を使用する施設等の構造、設備及び使用の方法の基準、定期点検の実施及び結果の記録の義務等が定められています。



※「有害物質」の一覧

1 カドミウム及びその化合物	8 ポリ塩化ビフェニル	16 1,1,1-トリクロロエタン	24 ほう素及びその化合物
2 シアン化合物	9 トリクロロエチレン	17 1,1,2-トリクロロエタン	25 ふつ素及びその化合物
3 有機リン化合物	10 テトラクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロペン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
4 鉛及びその化合物	11 ジクロロメタン	19 チウラム	27 塩化ビニルモノマー
5 六価クロム化合物	12 四塩化炭素	20 シマジン	28 1,4-ジオキサン
6 砒素及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	21 チオベンカルブ	
7 水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	22 ベンゼン	
	15 1,2-ジクロロエチレン	23 セレン及びその化合物	

■対象施設

- 有害物質使用特定施設：水質汚濁防止法に基づく汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)のうち、有害物質の製造、使用又は処理を目的とするもの
- 有害物質貯蔵指定施設：有害物質を含む液状のものを貯蔵するタンク等の施設

■基準の遵守と定期点検の実施

対象施設の設置者は、有害物質を含む水の地下への浸透を防止するための構造、設備に関する基準（構造基準）及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。（法第12条の4）

また、これらの基準の遵守状況について定期的に点検し、その結果を記録し3年以上保存しなければなりません。（法第14条第5項）

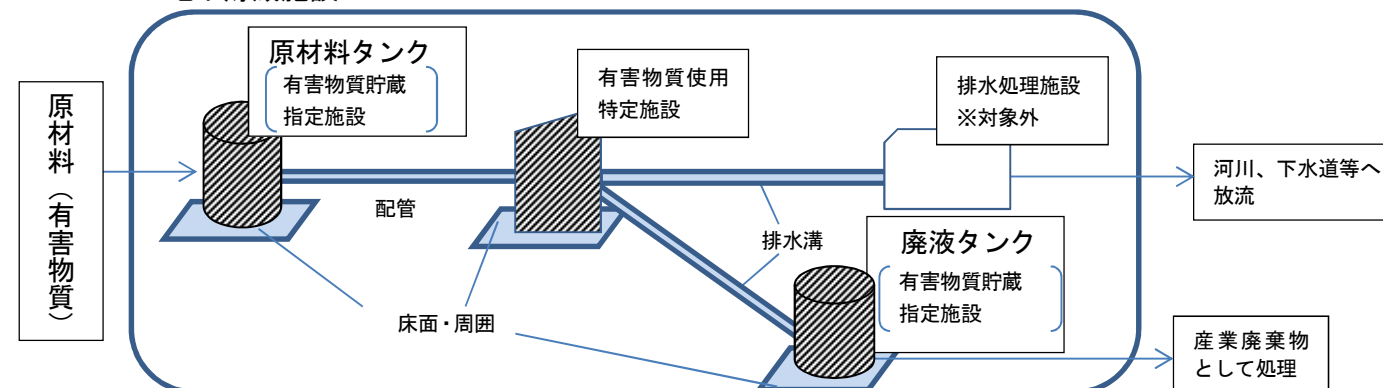
1. 構造等に関する基準の遵守

(1) 構造及び設備に関する基準

対象施設に係る以下の部分について、有害物質を含んだ水が漏えいしない、あるいは漏えい時に地下浸透を防止する構造にすることが義務付けられています。（法施行規則第8条の3から6）

※構造基準の詳細、必要な定期点検の内容は裏面を参照ください。

- ・対象施設の設置場所の床面及び周囲
- ・対象施設本体に付帯する配管、排水溝等（排水処理施設までの有害物質を含む水が流れる範囲）
- ・地下貯蔵施設



(2) 使用の方法に関する基準

対象施設に係る作業及び運転は、以下のいずれにも適合する方法で行わねばなりません。また、その具体的な使用方法を記載した管理要領を策定しなければなりません。（法施行規則第8条の7）

- ① 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配その他の有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと
- ② 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認その他の施設の運転を行うために必要な措置を講ずること
- ③ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること

2. 定期点検の実施

(1) 構造及び設備に関する点検

1(1)の適用対象箇所は、定期的に有害物質を含む水の漏えい、亀裂・損傷がないかを、構造及び設備に応じた頻度（裏面参照）で点検すること。

(2) 使用の方法に関する点検

1(2)の使用の方法の点検は、対象施設を使用する従業員が管理要領を理解し、管理要領に従って作業を行っているかを定期的（年1回以上）に点検すること。

(3) 点検結果の記録及び保存

点検結果の記録においては、次の事項を記録し、3年間保存すること。

- ・点検を行った対象施設
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容

※ 定期点検以外であっても、対象施設の異常や漏えいが確認された場合には、その記録を3年間保存するよう努めるものとする。

※ 管理要領や点検記録の作成に当たっては、以下の資料が参考になります。

「地下水汚染未然防止のための管理要領等策定の手引き」（環境省）

<http://www.env.go.jp/water/chikasui/brief2012/kanri-tebiki01.pdf>

■お問合せ先

工場又は事業場の所在する市町村によって異なります。詳しくは、以下の各窓口にお問合せください。

工場又は事業場の所在地	お問い合わせ先
島本町、摂津市、門真市、四條畷市、交野市、大東市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市	大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課水質指導グループ 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 TEL: 06-6210-9585
泉佐野市、高石市、泉南市、熊取町、田尻町、岬町	大阪府泉州農と緑の総合事務所環境指導課 大阪府岸和田市野田町3丁目13-2 TEL: 072-437-2530
上記以外の市町村	各市町村の環境担当窓口

有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法(早見表)

A: 新設施設(平成24年6月1日以後に設置)に適用される基準 B: 既設施設(平成24年6月1日より前に設置)でA基準に適合しないものに適用される基準

※新設施設はA基準、既設施設はA基準又はB基準に適合しなければなりません。

対象	構造等に関する基準			定期点検の方法		対象	構造等に関する基準			定期点検の方法					
	基準	区分	内容	項目	頻度		基準	区分	内容	項目	頻度				
床面及び周囲	A	1	イ 床面は、コンクリート等の不透水性材料による構造であること ロ 床面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること ハ 防液堤等が設置されていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	排水溝等	A	1	イ 地下への浸透の防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 * 排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置を講じている場合	1年1回以上 * 3年1回以上、かつ、地下への浸透の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上				
		2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度			2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度				
		3	床の下の構造が床面からの漏えいを目視により容易に確認できるもの	床の下への漏えいの有無	1月1回以上										
	B	1	施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体が接する床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合 イ 施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合 ロ 漏えい等の検知装置が適切に配置されていること又はこれと同等以上の措置が講じられていること	①床面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②防液堤等のひび割れ等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上		B	1	排水溝等からの地下への浸透の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること	①排水溝等のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無 ②排水溝等からの地下への浸透の有無	①6月1回以上 ②1月1回以上又は有害物質の濃度の測定を3月1回以上				
		2	施設本体が床面から離して設置され、施設本体の下部の床面がA基準の1のイ・ロに適合しない場合	施設本体の下部以外の床面及び周囲について、A基準に適合			2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度					
施設本体 (地下貯蔵施設を除く)				a. ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	地下貯蔵施設	A	1	イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること ロ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない) ハ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	a. 貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認による貯蔵施設からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下貯蔵タンク又は二重殻タンクの場合 ** 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 ** 3年1回以上、かつ、貯蔵施設からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上				
			b. (床面及び周囲がB基準に適合する場合) ①施設本体のひび割れ、亀裂、損傷等の異常の有無 ②施設本体からの漏えい等の有無 * 目視又は漏えい等の検知装置以外の方法により点検を行う場合	①1年1回以上 ②1月1回以上 * 方法に応じた頻度								b. (貯蔵施設の内部の気体の圧力又は内部の水の水位の変動の確認以外の同等以上の方法による場合) 貯蔵施設からの漏えい等の有無	方法に応じた頻度		
配管等 (地上配管)	A	1	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①1年1回以上 ②1年1回以上	地下貯蔵施設	A	2	1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度				
		2	漏えいを目視で確認できるよう床面から離して設置されていること												
	B	1	漏えいを目視で確認できるように設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無	①6月1回以上 ②6月1回以上										
配管等 (地下配管)	A	1	(配管等をトレンチ内に設置している場合) イ トレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不透水性材料によること ロ トレンチの底面の表面は、必要な場合は、耐薬品性及び不透水性を有する材質で被覆されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無	①1年1回以上 ②1年1回以上 ③1年1回以上	使用の方法	A・B共通	1	イ 貯蔵施設の内部の水量の表示装置の設置等の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 貯蔵施設からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	貯蔵施設からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上				
		2	イ 漏えいの防止に必要な強度を有すること ロ 容易に劣化するおそれのないものであること ハ 外面は、腐食を防止するための措置が講じられていること(腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない)	a. 配管等の内部の気体の圧力又は水の水位の変動の確認による配管等からの漏えい等の有無 * 消防法第11条第5項に規定する完成検査を受けた日から15年を経過していない地下埋設配管の場合 ** 配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合	1年1回以上 * 3年1回以上 ** 3年1回以上、かつ、配管等からの漏えい等の有無の点検を1月1回(又は有害物質の濃度測定を3月1回)以上							2	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度										
			1	トレンチ中に設置されていること	①配管等の亀裂、損傷等の異常の有無 ②配管等からの漏えいの有無 ③トレンチの側面、底面のひび割れ、被覆の損傷等の異常の有無		①6月1回以上 ②6月1回以上 ③6月1回以上			イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え、分配等の作業は、有害物質を含む水が飛散、流出、地下浸透しない方法で行うこと ロ 有害物質を含む水の補給状況や設備の作動状況の確認等の施設の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること ニ イ〜ハに掲げる使用の方法、点検の方法及び回数等を定めた管理要領が明確に定められていること	管理要領からの逸脱及びこれに伴う有害物質を含む水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年1回以上			
	2	配管等からの漏えい等の検知装置、有害物質を含む水の流量変動の計測装置の適切な配置等の漏えい等を確認できる措置が講じられていること	配管等からの漏えい等の有無	1月1回以上又は有害物質の濃度測定を3月1回以上											
		3	1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度										

注1) A,B各基準内のいずれかの区分を満たしていれば、当該基準を満たしていることとなります。
注2) 内容、項目欄のイロハニ、①②③はすべて満足することが必要で、abはいずれかを満足すればよいことを示します。